

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年5月26日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第25号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成11年寒川町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第18号中「7月1日」を「6月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。